

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
  - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市税のほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現金及び預貯金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は予めご相談ください。

### お問い合わせ先

|        |                 |                |
|--------|-----------------|----------------|
| 三好市税務課 | 固定資産税係          | : 0883-72-7614 |
|        | 市県民税・法人市民税係     | : 0883-72-7615 |
|        | 国民健康保険税係・軽自動車税係 | : 0883-72-7615 |
|        | 収納係             | : 0883-72-7636 |

## ～ 手続きの流れ ～

### 申請書の作成・提出

#### 【提出書類】

##### ①申請書

##### ②添付書類（収入や現金及び預貯金の状況がわかる資料のコピー等）

（例）・財産収支状況書 ・支出の明細 ・財産目録 ・売上帳 ・現金出納帳  
・預金通帳 ・給与明細書 等

※最近（2 か月程度）において、税務署等で同様の特例を許可されたものについては、税務署等に提出した申請書類及び許可証の写しを添付して下さい。

【提出方法】 郵送、eLTAX（エルタックス）、市役所（税務課・支所）の窓口で提出

（提出先） 〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2  
三好市役所 税務課 収納係 宛

※**コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市役所・支所への来庁はできるだけお控えいただき、郵送での申請をお願いいたします。**

### 提出された申請書等の審査

提出された申請書及び添付書類等の内容を確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額などの審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合には、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

### 猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、「徴収猶予許可通知書」が送付されます。  
（猶予期間内における納付や分割納付など、状況に応じた納付は可能です。）

※猶予が許可された場合でも、一定の要件（虚偽の申請、破産等）により、猶予が取り消される場合があります。

### 猶予が不許可となった場合

要件を満たしていないなど、一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には、「徴収猶予不許可通知書」が送付されます。

※この申請が不許可となった場合でも、法律等に定められた一定の要件に該当する場合は、他の制度（換価の猶予）が受けられる場合があります。